

～ お知らせ ～

平成 17 年 12 月 7 日

中日本高速道路株式会社

民営化に伴う資格（指名）停止の取扱いについて

旧日本道路公団は、平成 17 年 9 月 30 日付けで解散し、平成 17 年 10 月 1 日をもって、東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)・西日本高速道路(株)の 3 つの新会社を設立いたしました。

これに伴い、新会社が措置する資格（指名）停止について、次のとおり取り扱うこととなっておりますので、お知らせします。

●資格（指名）停止措置の承継

旧日本道路公団において、平成 17 年 9 月 30 日時点で指名停止の措置がなされ、平成 17 年 10 月 1 日以降もその措置が継続される者について、平成 17 年 10 月 1 日以降当該指名停止措置は新会社が承継し、該当する者については、資格（指名）停止措置が継続して行われているものとなります。

弊社では、工事発注に際し、原則、指名通知を行わない一般競争を採用することとしておりますので、旧日本道路公団で「指名停止」と表現していたものを「資格停止」と改めております。